

# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

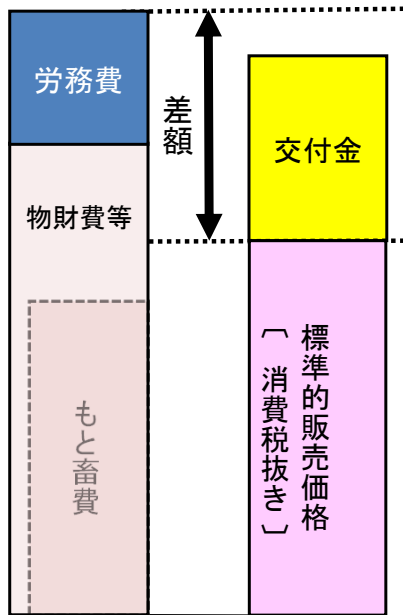
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～32,000円/頭  
交雑種：18,000円/頭  
乳用種：19,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和8年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年6月支払分:4月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
		長野県	—
		静岡県	—

品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価 (概算払)	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種		—
乳用種		3,359	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

注3: 概算払では、配合飼料価格安定制度での補填の有無が未確定のため、過払い防止の観点から7,000円/頭を控除。四半期の最終月の交付金で精算。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

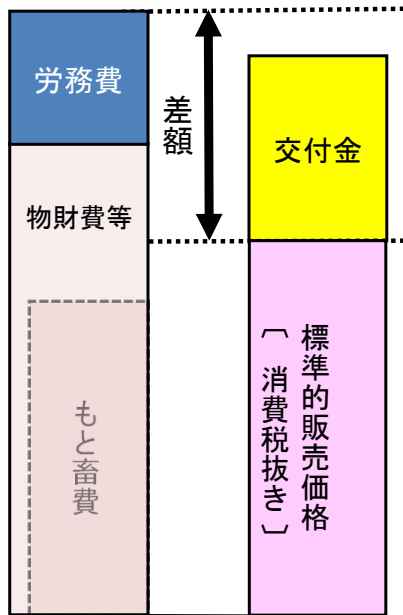
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～32,000円／頭  
交雑種：18,000円／頭  
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和8年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年5月支払分:3月販売牛)

(円／頭)

標準的  
生産費  
消費  
税  
抜  
き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県		—
	交雑種		—
乳用種		28,743	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

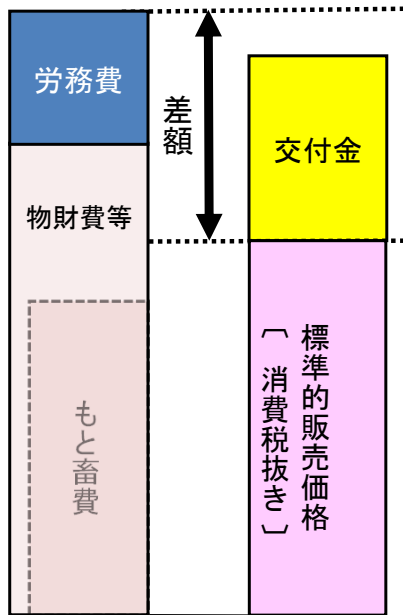
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～32,000円/頭  
交雑種：18,000円/頭  
乳用種：19,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和8年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年4月支払分:2月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		東海	岐阜県	—
			愛知県	—
	三重県		—	
	近畿	滋賀県	—	
		京都府	—	
		大阪府	—	
		兵庫県	☆	
		奈良県	—	
		和歌山県	—	
	中国	鳥取県	—	
		島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
		山口県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県		—
	長崎県		—
	熊本県		—
	大分県		—
	宮崎県		—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		30,357

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

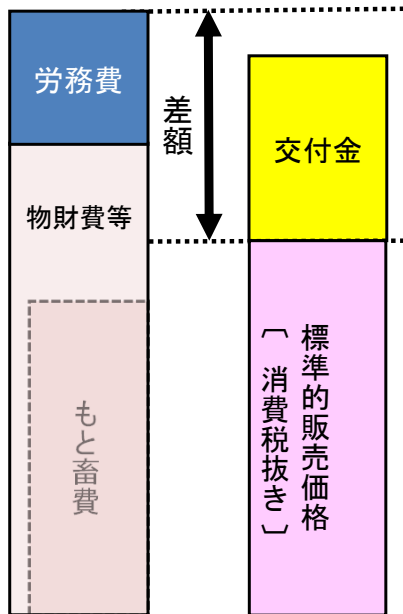
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年3月支払分:1月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	26,382	
	東北	青森県	5,760
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	6,352
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	15,681
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	14,660
		長野県	—
静岡県		—	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県 ☆	—	
		福井県	—	
		東海	岐阜県	—
			愛知県	—
	三重県		—	
	近畿	滋賀県	—	
		京都府	—	
		大阪府	—	
		兵庫県 ☆	—	
		奈良県	—	
		和歌山県	—	
	中国	鳥取県	—	
		島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
		山口県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		九州	福岡県
	佐賀県		—
	長崎県		—
	熊本県		—
	大分県		—
	宮崎県		—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	37,195

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

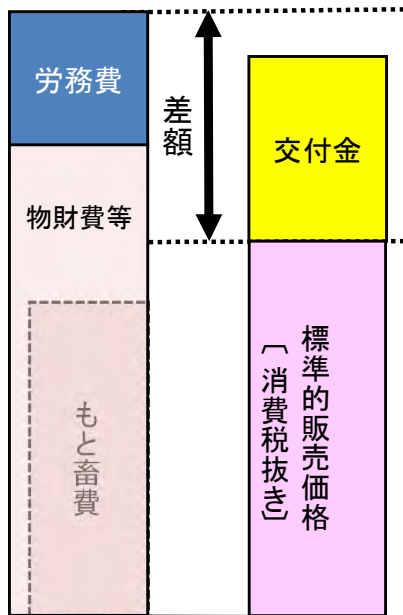
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年2月支払分:12月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
		茨城県	—
	関東	栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	—
島根県		—	
岡山県		—	
広島県		—	
山口県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	64,852

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

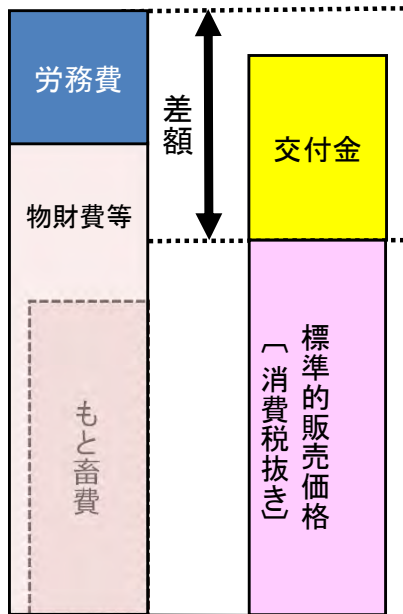
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和8年1月支払分:11月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	—	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県 ☆	—	
		福井県	—	
		東海	岐阜県 ☆	—
			愛知県	—
	三重県		—	
	近畿	滋賀県	—	
		京都府	—	
		大阪府	—	
		兵庫県 ☆	—	
		奈良県	—	
	中国	和歌山県	—	
		鳥取県	—	
		島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
山口県		—		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	四国	徳島県	—	
		香川県	—	
		愛媛県	—	
		高知県	—	
		九州	福岡県	—
			佐賀県	—
	長崎県		—	
	熊本県		—	
	大分県		—	
	沖縄県	宮崎県	—	
		鹿児島県	—	

交雑種	—
乳用種	24,517

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

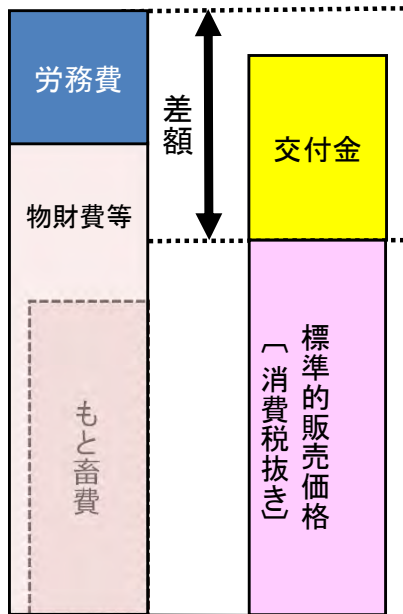
- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円/頭  
交雑種 : 17,000円/頭  
乳用種 : 18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年12月支払分:10月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
(消費  
税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	58,544	
	東北	青森県	16,991
		岩手県	—
		宮城県	21,409
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	8,206
	関東	茨城県	11,522
		栃木県	11,583
		群馬県	34,520
		埼玉県	12,693
		千葉県	2,426
		東京都	2,267
		神奈川県	5,117
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	22,713
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		9,699

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

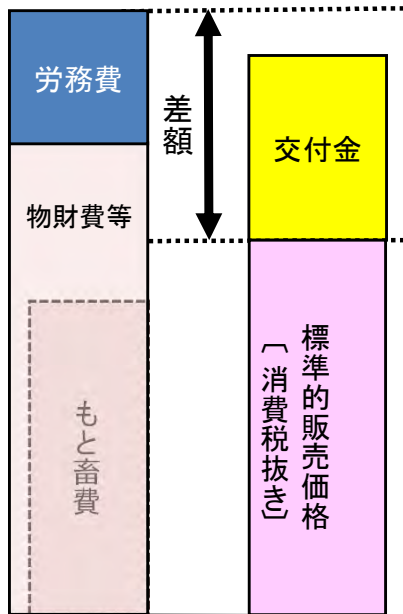
- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円/頭  
交雑種 : 17,000円/頭  
乳用種 : 18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年11月支払分:9月販売牛)

(円/頭)

標準的  
生産費  
(消費  
税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	66,069	
	東北	青森県	49,536
		岩手県	24,106
		宮城県	51,081
		秋田県	28,938
		山形県	26,164
		福島県	59,913
	関東	茨城県	30,088
		栃木県	24,397
		群馬県	46,956
		埼玉県	27,825
		千葉県	9,936
		東京都	9,159
		神奈川県	12,168
山梨県		9,765	
長野県	6,505		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県	—
		石川県 ☆	—
		福井県	—
		岐阜県	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
	中国	鳥取県	23,297
		島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	沖縄県	—	

交雑種	10,432
乳用種	33,977

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

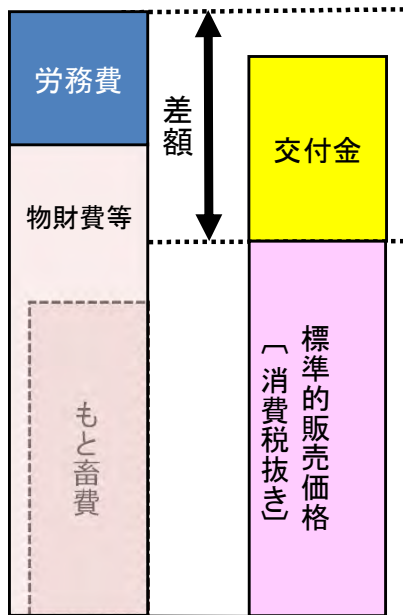
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円/頭  
交雑種：17,000円/頭  
乳用種：18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年10月支払分:8月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	76,989	
	東北	青森県	66,982
		岩手県	41,552
		宮城県	68,526
		秋田県	46,384
		山形県	43,610
		福島県	77,358
	関東	茨城県	49,115
		栃木県	43,424
		群馬県	65,983
		埼玉県	46,852
		千葉県	28,963
		東京都	28,186
		神奈川県	31,195
山梨県		28,792	
長野県	25,532		
静岡県	8,754		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	44,786
		富山県	37,104
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
	東海	愛知県	—
		三重県	—
		滋賀県	—
	近畿	京都府	—
		大阪府	—
		兵庫県 ☆	68,211
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	41,899
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
山口県		—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	693
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	

交雑種	7,277
乳用種	33,453

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

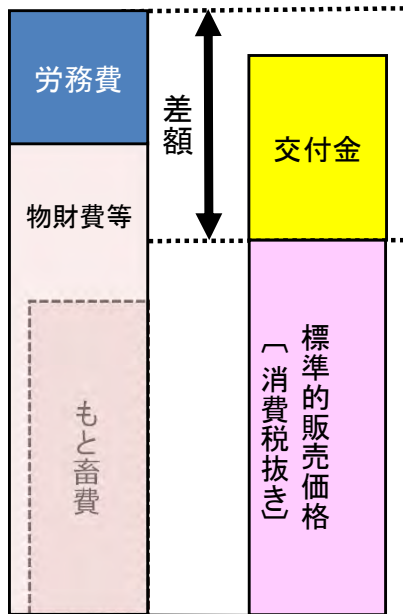
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：18,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年9月支払分:7月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	43,834	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	—
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	15,164
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
		山梨県	—
	長野県	—	
	静岡県	—	

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北陸	新潟県	—
		富山県 ☆	—
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
		岐阜県 ☆	—
		愛知県	—
	東海	三重県	—
		滋賀県	—
		京都府	—
		大阪府	—
	近畿	兵庫県 ☆	—
		奈良県	—
		和歌山県	—
		鳥取県	—
	中国	島根県	—
		岡山県	—
		広島県	—
		山口県	—

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
		鹿児島県	—
	沖縄県	—	
	交雑種		—
	乳用種		41,716

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

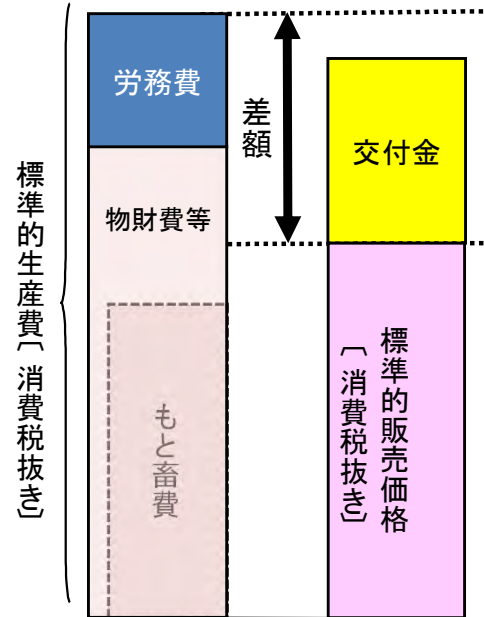
- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円/頭  
交雑種 : 17,000円/頭  
乳用種 : 18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年8月支払分:6月販売牛)

(円/頭)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	75,205	
	東北	青森県	22,190
		岩手県	2,184
		宮城県	27,218
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	56,175
	関東	茨城県	22,367
		栃木県	28,027
		群馬県	43,715
		埼玉県	22,285
		千葉県	6,288
		東京都	14,742
		神奈川県	12,071
		山梨県	5,672
		長野県	8,124
		静岡県	—

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
	東海	愛知県	—	
		三重県	—	
		滋賀県	—	
	近畿	京都府	—	
		大阪府	—	
		兵庫県	☆	—
		奈良県	—	
		和歌山県	—	
	中国	鳥取県	9,244	
		島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
山口県		—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	1,946
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種		6,866
	乳用種		27,264

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国 : 生産者 = 3 : 1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

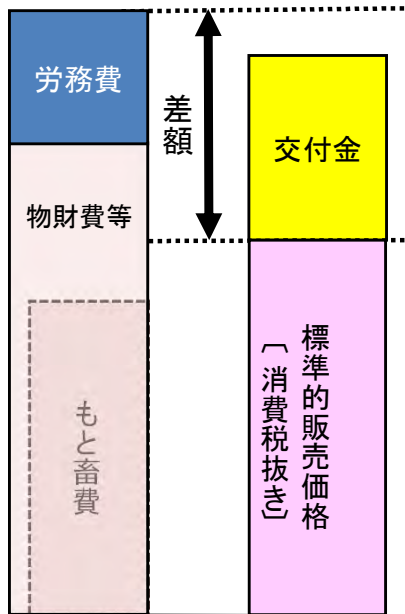
- ③負担金単価 肉専用種: 5,000円~28,000円/頭  
交雑種 : 17,000円/頭  
乳用種 : 18,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年7月支払分:5月販売牛)

(円/頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	19,521	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	18,445
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	5,535
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
神奈川県		—	
山梨県	—		
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	—
		愛知県	—	
	東海	三重県	—	
		近畿	滋賀県	—
			京都府	—
	大阪府		—	
	兵庫県		☆	—
	中国	奈良県	—	
		和歌山県	—	
		鳥取県	—	
		島根県	—	
		岡山県	—	
		広島県	—	
	山口県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
	九州	福岡県	—
		佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
	宮崎県	—	
	鹿児島県	—	
	沖縄県	—	
	交雑種	—	—
乳用種	—	29,549	

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

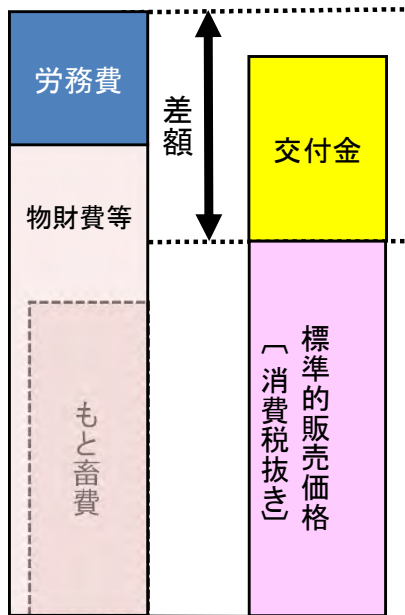
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭  
交雑種：17,000円／頭  
乳用種：18,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和7年度所要額》 977億円

## 交付金交付状況(令和7年6月支払分:4月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	22,460	
	東北	青森県	—
		岩手県	—
		宮城県	—
		秋田県	—
		山形県	—
		福島県	267
	関東	茨城県	—
		栃木県	—
		群馬県	—
		埼玉県	—
		千葉県	—
		東京都	—
		神奈川県	—
山梨県		—	
長野県	—		
静岡県	—		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	—	
		富山県	—	
		石川県	—	
		福井県	—	
		岐阜県	☆	
		愛知県	—	
	東海	三重県	—	
		近畿	滋賀県	—
			京都府	—
			大阪府	—
	兵庫県		☆	
	中国	奈良県	—	
		和歌山県	—	
		鳥取県	—	
		島根県	—	
		岡山県	—	
	広島県	—		
	山口県	—		

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	—
		香川県	—
		愛媛県	—
		高知県	—
		福岡県	—
	九州	佐賀県	—
		長崎県	—
		熊本県	—
		大分県	—
		宮崎県	—
	沖縄県	—	

交雑種	—
乳用種	21,422

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

注2: 交付金単価は、小数点以下について切り捨てて記載。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

